

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学
 学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法
 人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆
 と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与す
 ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
 の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
 ること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法
 律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び
 司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に
 賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任
 幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会する
 ことができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事
 会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 1名

二 副幹事長 13名

三 常任幹事 100名以内

四 幹事 1000名以内

五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任す
 る。但し、幹事は別に定める規程により選出した
 候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹
 事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者
 の中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の
 任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱
 する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長
 の諮問に應ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出
 席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中
 央大学学会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あ
 るときは予め定めた順序によりその職務を代行す
 る。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任
 幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会
 及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、
 毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集
 することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程
 により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招
 集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副
 議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議
 に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決す
 る。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集により
 これを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受
 けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上
 重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監
 事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会
 の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。



第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。



資料

- 一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より125名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む)中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む)中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より
20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より
400名以内

- 1 関東支部(仮称) 若干名
- 2 関西(近畿)支部(仮称) 若干名
- 3 中部支部(仮称) 若干名
- 4 中国支部(仮称) 若干名
- 5 九州支部(仮称) 若干名
- 6 東北支部(仮称) 若干名
- 7 北海道支部(仮称) 若干名
- 8 四国支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎

に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を



上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことができる。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることができる。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることができる。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることができる。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の用途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学金」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更

があったとき

- 二 休学又は退学したとき

- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

- 2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

- 3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき

- 二 退学したとき

- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

- 四 除籍となったとき

- 五 最終学年にある学生にあつては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかつたとき

- 六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

- 七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

- 2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

- 3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

- 4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があつたときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

- 5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほ



資料

か、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準 (趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則（以下「細則」という。）第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者（以下「応募者」という。）につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

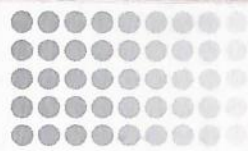
3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。



中央大学法曹会執行部名簿 (平成23・24年度)

幹事長	坂 卷 國 男 (東弁)	事務局次長	岸 本 有 巨 (東弁)
副幹事長	安 藤 良 一 (東弁)	事務局次長	小 峯 健 介 (東弁)
副幹事長	田 中 茂 (一弁)	事務局次長	中 井 淳 (一弁)
副幹事長	行 方 美 彦 (二弁)	事務局次長	渡 辺 一 成 (一弁)
副幹事長	須 藤 典 明 (裁判所)	事務局次長	松 田 啓 (二弁)
副幹事長	中 澤 康 夫 (検察庁)	事務局次長	小 笹 勝 章 (二弁)
事務局長	石 田 茂 (東弁)	事務局次長	上 拂 大 作 (裁判所)
事務局次長	藤 原 力 (東弁)	事務局次長	事 務 局 次 長 島 田 健 一 (検察庁)
事務局次長	水 庫 正 裕 (東弁)		

中央大学法曹会役員名簿 (平成23・24年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東京弁護士会 (4名)

小 池 金 市	安 原 正 之
瀧 澤 國 雄	大 高 満 範

第一東京弁護士会 (4名)

信 部 高 雄	柳 澤 義 信
松 家 里 明	奈 良 道 博

第二東京弁護士会 (6名)

松 井 宣	野 宮 利 雄
田 宮 甫	小 野 道 久
鈴 木 誠	千 葉 昭 雄

(2) 参与

東京弁護士会 (6名)

奥 原 喜三郎	木 川 統一郎
笹 原 桂 輔	鈴 木 秀 雄
深 澤 武 久	藤 井 光 春

第一東京弁護士会 (2名)

竹 村 照 雄	依 田 敬 一 郎
---------	-----------

第二東京弁護士会 (1名)

村 山 芳 朗

2. 幹事

東京弁護士会 (245名)

秋 元 修 二	我 妻 真 典
阿 南 三 千 子	阿 部 鋼

阿 部 正 博	雨 宮 眞 也
新 井 清 志	荒 井 清 壽 夫
荒 井 洋 一	有 馬 幸 夫
安 藤 貞 一	○安 藤 良 一
伊 井 和 彦	飯 塚 孝 樹
○飯 沼 允	五十嵐 二 葉
石 井 芳 光	石 川 秀 樹 久
○石 田 茂	石 葉 泰 久 一
○石 灰 正 幸	○石 渡 光 一
市 川 照 己	井 手 慶 雄
伊 藤 茂 昭	伊 藤 孝 正 夫
伊 藤 ま ゆ	伊 東 章 夫
○稲 田 寛	井 上 聡 元
井 上 勝 義	井 上 廣 方 宏
岩 井 重 一	上 野 經 一 郎
植 松 功	宇 佐 見 逸 郎
宇 田 川 濱 江	内 野 昭 二 美 夫
内 丸 義 昭	○伯 母 治 之 郎
海 野 秀 樹	榎 本 逸 郎
榎 本 峰 夫	海 老 原 覚
遠 藤 晃	及 川 昭 二 美 夫
大 澤 一 正	大 澤 成 美 夫
○太 田 治 夫	太 田 秀 夫
大 川 實	○大 谷 隼 夫
大 塚 一 夫	大 辻 正 寛
大 西 清	大 森 八 十 香
小 川 信 明	奥 野 善 彦
大 澤 治 夫	小 名 弦 一
小 名 雄 一 郎	小 野 紘



小山田辰夫	海法幸平	高氏	信	地	田	良	彦
加賀見清七	笠原日克美	千塚越	雄	千堤	葉	宗健	武太郎
柏片岡義廣	春野井義孝	塚堤寺	一	津寺	村口	政真	男夫
河東澤宗恭	勝金神川勝	寺登永	弘	天内	坂藤島	辰貴	雄昭
○金龜川	菅北木木久	中長中中中	雄	○中中中中	根野村	義茂	勝夫
○岸木木	小久小	中中中中	人	○中中中中	村村	博生	保秀
木戸村	草楠久	中中中中	郎	中中中中	村村	茂八	郎子
小小	小楠	中中中中	紹	中中中中	村村	玲玲	子司
小楠	國倉	中中中中	二	中中中中	松松	榮榮	彦敏
倉黑古	田須賀	西野長	男	永西二	込瓶本	明和幸	一彦
小小	林林	服馬平	登	橋八羽	野松	孝史	守雄
小古	林林	○福藤	博	林平平	井原	雅和	幸也
紺野	山藤	藤船堀	俊	藤藤堀	野嶋	眞岩	人力
○坂笹	木木	松松	弘	牧松圓	山口	英英	夫之
笹佐佐	瀬藤	水溝	彦	溝源三	羽上	敬光	機司
佐佐	藤藤	宮村	次	村村	田島	正	人信
真志	田澤	村村	大	本森	田田	敬光	人信
島清	田水	村村	子	森森	田田	正	人信
白菅	石沼	村村	夫	矢山	田田	正	人信
菅鈴	木木	百森	裕	○山山	田田	公太	一郎
鈴鈴	川川	安矢山	文	山山	田田	英英	司哲
○瀨関	口田	山山	幸	山山	田田	憲	子千
曾高	石木	山山	裕	山山	田田	八剛	嗣將
高高	谷谷	山山	子	湯湯	田田	敬	夫徹
高高	橋橋	好吉	夫	吉吉	野野	輝	次
竹田	原堰	田田	德	脇脇	田田		
田田	中中	田田	夫				
	中中	田田	一				
	中中	田田	次				
	中中	田田	男				
	中中	田田	次				
	中中	田田	裕				
	中中	田田	文				
	中中	田田	幸				
	中中	田田	夫				
	中中	田田	裕				
	中中	田田	子				
	中中	田田	男				
	中中	田田	徹				
	中中	田田	夫				
	中中	田田	誠				
	中中	田田	博				
	中中	田田	昭				
	中中	田田	之				
	中中	田田	平				
	中中	田田	之				
	中中	田田	郎				
	中中	田田	吉				
	中中	田田	義				



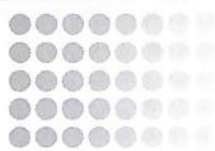
第一東京弁護士会 (123名)

青木一男 赤井文 弥志
秋定和 浅野貴 志愈
新谷謙 安西内 愈利
飯田田 池内田 利久
池藤田 石伊岩 久尚
伊藤村 岩大 豊博
今梅澤西 大岡奥 介明
大翁川川 岡奥落 圭政
○荻小加金加 川木木木 長直
○川木木木 熊小齋齋 史直
川木木木 熊小齋齋 延嘉
木木木 熊小齋齋 直志
木木木 熊小齋齋 美智
木木木 熊小齋齋 仁哉
木木木 熊小齋齋 伸由
木木木 熊小齋齋 一聰
木木木 熊小齋齋 洋英
木木木 熊小齋齋 和秀
木木木 熊小齋齋 英邦
木木木 熊小齋齋 博吉
木木木 熊小齋齋 正健
木木木 熊小齋齋 忠英
木木木 熊小齋齋 淳人
木木木 熊小齋齋 介義
木木木 熊小齋齋 收鉄
木木木 熊小齋齋 守介

藤本 猛 藤原 朋 奈
辺見 男 細田 良 一
松尾 紀 松田 豊 治
萬羽 紀 崎木 万 夫
村下 憲 木 壽 徹
森田 哲 屋 寿 男
森八 昌 田 文 雄
柳八 清 部 真 子
○山崎 源 田 耕 三
山崎 繁 本 部 耕 滋
○山崎 隆 本 部 耕 宏
横溝 高 本 部 耕 也
○葎米 昌 本 部 耕 純
○若江 和 本 部 耕 子
渡邊 健 本 部 耕 秀
洋一 洋一 本 部 耕 廣

第二東京弁護士会 (121名)

藍谷 邦 雄 相 原 英 俊
青木 二 郎 渥 美 央 二
阿部 一 夫 新 井 田 弘 二
新井 嘉 昭 池 田 眞 一
石井 芳 夫 石 川 幸 吉
石川 宏 康 市 毛 竹 男
石一 晴 大 野 賢 主 一
井中 大 耶 倉 野 賢 卓 志
今崎 美 政 公 瀬 野 外 嗣 雄
岩本 康 敬 上 大 小 小 鍛 眞 直 征 武 勝 知 正 行 金 二
上岡 尾 香 鎌 嘉 加 北 木 切 栗 小 齋 佐 杉



鈴木雅芳 滝田裕
 竹上英夫 竹下慎一
 田代則春 ○田瀬英敏
 多田武 田中宏
 田中美登里 谷直樹
 ○伊達俊二 田宮武文
 辻居幸一 戸谷雅美
 ○土井隆 ○栃木敏明
 友部富司 鳥飼重和
 奈良ルネ 中川隆博
 中所克博 ○中村鐵五郎
 中吉章一郎 柳樂晃秀
 棗一郎 行方美彦
 西川忠良 西本邦男
 ○根岸清一 羽尾芳樹
 ○原誠 播磨源二
 ○平賀修 藤原真由美
 古屋亀鶴 堀内幸夫
 横枝一臣 ○増田径子

松井るり子 松田啓
 松田政行 丸山輝久
 三木茂 宮山雅行
 村上智裕 村重慶一
 村野守義 森誠一
 諸永芳春 安井桂之介
 ○柳澤泰 山内久光
 山岡義明 ○山崎司平
 山下清兵衛 ○山田明文
 山田忠男 山下伸松
 山本純一 吉岡讓治
 横井弘明 ○吉野純一郎
 吉田和夫 脇坂治國
 萬幸男

3. 会計・監事

山下清兵衛 大山圭介
 (二弁) (一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿 (平成23・24年度)

1. 人事委員会

委員長 (二弁) 千葉昭雄
 委員 (東弁) 石渡光一 稲田寛
 大高満範 久木野利光
 (一弁) 松家里明 奈良道博
 (二弁) 田宮甫 村山芳朗
 担当幹事長 坂巻國男
 担当事務局長 石田茂

2. 広報委員会

委員長 (二弁) 嘉本益巳
 委員 (東弁) 牧野英之 圓山司
 好川弘之 吉田幸一郎
 (一弁) 川崎直人 福吉實
 (二弁) 尾崎毅 平賀修
 奥野大作
 担当副幹事長 行方美彦
 担当事務局長 松田啓

3. 会則検討委員会

委員長 (一弁) 寺本吉男
 委員 (東弁) 植松功 小関勇二
 菅重夫 高橋秀一

中根茂夫

(一弁) 元木徹 八木清文
 (二弁) 新井嘉昭 宮山雅行

根岸清一

担当副幹事長 田中茂
 担当事務局長 渡辺一成

4. 法職教育検討委員会

委員長 (一弁) 宮崎万壽夫
 委員 (東弁) 阿部鋼 厚井乃武夫
 石井芳光 小林信明
 曾田多賀 寺村温雄
 溝口敬人 森田憲右
 安田隆彦 湯川將
 (一弁) 熊谷明彦 福田純一
 矢部耕三
 (二弁) 田中宏 鍛治美奈登
 担当副幹事長 田中茂
 担当事務局長 中井淳

5. 大学問題委員会

委員長 (東弁) 石渡光一
 委員 (東弁) 稲田寛 太田治夫



大高 満範 大谷 隼夫
 金澤 恭男 岸 巖
 久木野利光 小林 信明
 白井 正明 鈴木 康洋
 瀬川 徹 田中 紘三
 中島 義勝 福家 辰夫
 堀合 辰夫 安原 正之
 山岸 憲司
 (一弁) 深澤 守 荻原 静夫
 安西 愈 丹羽 健介
 (二弁) 伊達 俊二 尾崎 毅
 担当 幹事長 坂巻 國男
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局長 石田 茂
 担当 事務局次長 藤原 力

6. 機構改革実行委員会

委員長 (東弁) 山岸 憲司
 委員 (東弁) 飯沼 允 太田 治夫
 白井 典子 水津 正臣
 鈴木 康洋 高石 昌子
 森 徹 森田 憲右
 (一弁) 神部 範生 小口 隆夫
 竹川 忠芳 山本 隆幸
 (二弁) 宮山 雅行 友部 富司
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局次長 藤原 力

7. 募金実行委員会

委員長 (一弁) 荻原 静夫
 委員 (東弁) 佐藤 勝 水津 正臣
 中島 義勝 長谷川武弘
 森田 憲右
 (一弁) 鈴江 辰男 林 勘市
 (二弁) 中村鉄五郎 根岸 清一
 担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 中井 淳

8. 進路指導対策委員会

委員長 (一弁) 若江 健雄
 委員 (東弁) 阿部 鋼 石灰 正幸
 石橋 克郎 大山 雄健
 佐藤 雅彦 内藤 貴昭
 松村 卓治 松山 憲秀
 森 徹 山本 昌平
 (一弁) 秋定 和宏 池田 友子

大川 隆之 金澤 賢一
 村上 智裕
 (二弁) 渥美央二郎 小川 恵司
 加戸 茂樹 亀井 真紀
 河野 浩 田中 宏
 (東京三会以外の弁護士会)
 阿部 泰典 (横浜)
 入江 寛 (大阪)
 内田 喜久 (広島)
 梅田 欣一 (静岡県沼津支部)
 遠藤 大助 (福島県郡山支部)
 岡崎 信介 (福岡県)
 串田 正克 (愛知県)
 佐々木泉顕 (札幌)
 塩澄 哲也 (福岡県久留米支部)
 塩見 渉 (愛知県)
 千葉 達朗 (仙台)
 藤本 邦人 (四国支部香川県)
 星野 徹 (新潟県長岡支部)
 担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 渡辺 一成

9. 関係諸団体交流委員会

委員長 (東弁) 大谷 隼夫
 委員 (東弁) 石渡 光一 伯母 浩之
 小関 勇二 鈴木 康洋
 (一弁) 横溝 高至 林 勘市
 鈴木 和憲 川添 丈
 (二弁) 田宮 甫 千葉 昭雄
 山崎 司平
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局次長 小峯 健介

10. 若手会員活動委員会

委員長 (二弁) 土井 隆
 委員 (東弁) 藍澤 幸弘 阿部 鋼
 飯塚 卓也 井上 朗
 岡内 真哉 永井妥衣子
 小林 力 宮口 裕幸
 (一弁) 大山 圭介 樋口 收
 五来久美子 片桐 武
 (二弁) 田瀬 英敏 成 豪哲
 舟木 健
 担当 副幹事長 行方 美彦
 担当 事務局次長 小笹 勝章

編集後記

60周年記念誌の編集を引き受けたものの、会報の編集などはじめてのことで、なれない作業に四苦八苦し、発行が大幅に遅れてしまったことをお詫びいたします。特に原稿集めがこんなにたいへんなことだとは思いませんでした。また、あまりにも長時間かつ広範囲なテーマの座談会をしたため、膨大なものとなった反訳文を前にして、どのようにまとめていかかわからず呆然となってしまったこともありました。しかし、編集部会の皆様、中大法曹会執行部のご協力によりなんとか発行にこぎ着けることができホッとしています。

今回の60周年記念誌のテーマは、「ロースクール時代と中大法曹のあり方」というものです。法科大学院教育につきましてはこれまでの「中大法曹」でもテーマにとりあげられています。前回の50周年からの10年で最も大きな変化は、やはりロースクールが開校し、ロースクール卒業生の法曹が増え続けていることであり、これが中大法曹会のありかたに大きな影響を与えることになると考えたからです。この意味で、今回の60周年記念誌は、過去を回顧する（重要なことですが）のではなく、あえて中大法曹会はこれからどのような道を歩んでいったらいいかということに絞った編集をしたつもりです。

中大ロースクールは、最初の新司法試験で合格者数がトップになり、その後は2位を続けており、「法科の中央」が復活する兆しが見え始めました。一方、中大の学部出身者の合格者数は相当落ち込んでいるとの噂があり、また、中大ロースクールには様々の大学の出身者が集まっており、必然的に中大法曹会は中大の学部出身者だけではなく多様な大学の出身者を包含する会となりました。

これについては、会の結束力が弱くなるとの心配もあり、現に学部出身者に限っている他大学法曹会もあるそうです。しかし、中大のよさは伝統的に排他的ではなく開かれた大学であることではないでしょうか。また、もはや法曹養成のメインが法学部からロースクールに移っており、中大の学部出身者の司法試験合格者の把握も困難になってきている以上、中大法曹会は、好むと好まざるとにかかわらず他大学出身者を受け入れ、共に歩まざるをえないと考えます。多様な人材を積極的に受け入れて刺激しあうことが、中大法曹会の活性化につながるものと信じます。

そして、もう一つの活性化への道は、既に執行部において行われている南甲倶楽部をはじめとする他の学会諸団体との交流を積極的かつ大規模に図ることだと思います。座談会において指摘があった通り、他団体との交流は、会員としての結束を強化するだけでなく、交流を通して業務につなげることも期待され、これが中大法曹会の吸引力になりうると考えるからです。

以上、勝手なことを言いましたが、最後に、お忙しいところご寄稿をいただいた先生方、座談会に参加していただいた先生方、また入稿が遅れてご迷惑をおかけした高千穂印刷所様にはこの場を借りて感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。

(広報委員長 嘉本 益巳)

中大法曹 第25号
(創立60周年記念号)

平成24年 5月12日 印刷
平成24年 5月17日 発行
(非売品)

発行人 坂 卷 國 男
編集人 嘉 本 益 巳
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原 2-20-10
電話 03-3956-6550 (代)

中央大学法曹会

NO.25 2012.5

中大法曹